



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 人事委員会規則	所管課(室)名
○職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	〃
○令和元年長崎県条例第26号附則第8項から第10項までの規定による住居手当の支給に関する規則を廃止する規則	〃
○会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	〃
○会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	〃

## 人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

### 長崎県人事委員会規則第4号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和33年長崎県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前					
別表第2 (第7条関係)				別表第2 (第7条関係)					
組織	職		区分	組織	職		区分		
知事部局	略		7種	知事部局	略		7種		
	工業技術センター	略			工業技術センター	略			
		部長				センター長		部長	室長
	略	略			略	略			
	大阪事務所	所長			6種	大阪事務所		所長	4種
略	略		略	略					
略	略		略	病虫害防除所	所長	7種			
略	略		略	略		略			
略	略		略	略		略			

(一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和39年長崎県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(防疫等作業手当)	(防疫等作業手当)

第3条 略  
 2 略  
 3 条例第5条第2項ただし書の規定により手当を支給される職員は、県央保健所環境課検査班に勤務する臨床検査技師である職員で条例第5条第1項第4号又は第7号に規定する作業に専ら従事する職員とする。

(社会福祉業務手当)

第9条 略

2及び3 略

4 条例第11条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、長崎こども・女性・障害者支援センターこども・女性支援部（相談支援一課、相談支援二課及び保護判定課に限る。）、佐世保こども・女性・障害者支援センターこども・女性支援課（要保護女子に関する相談、調査及び指導の業務に従事する保健師を除く。）又は保護判定課に勤務する保健師とする。

5 略

(病虫害防除指導手当)

第13条 条例第15条第1項の規定により手当を支給される職員は、農林技術開発センター環境研究部門病虫害発生予察室に勤務する職員のうち同項に規定する業務に従事することを常例とする職員とする。ただし、管理職手当受給職員を除く。

別表第3（第12条関係）

有害物取扱手当を支給する勤務箇所

県民生活環境部食品安全・消費生活課（消費生活センターに限る。）、農林部林政課及び森林整備室、県央振興局農林部、島原振興局農林水産部、県北振興局農林部、五島振興局農林水産部、壱岐振興局農林水産部、対馬振興局農林水産部、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センター、保健所、こども医療福祉センター、農業大学校、肉用牛改良センター

第3条 略  
 2 略  
 3 条例第5条第2項ただし書の規定により手当を支給される職員は、県央保健所環境課検査班又はこども医療福祉センターに勤務する臨床検査技師である職員で条例第5条第1項第4号又は第7号に規定する作業に専ら従事する職員とする。

(社会福祉業務手当)

第9条 略

2及び3 略

4 条例第11条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、長崎こども・女性・障害者支援センターこども・女性支援部（相談支援一課、相談支援二課及び保護判定課に限る。）、佐世保こども・女性・障害者支援センターこども・女性支援課（要保護女子に関する相談、調査及び指導の業務に従事する保健師を除く。）又はこども保護判定課に勤務する保健師とする。

5 略

(病虫害防除指導手当)

第13条 条例第15条第1項の規定により手当を支給される職員は、病虫害防除所に勤務する職員のうち同項に規定する業務に従事することを常例とする職員とする。ただし、管理職手当受給職員を除く。

別表第3（第12条関係）

有害物取扱手当を支給する勤務箇所

県民生活環境部食品安全・消費生活課（消費生活センターに限る。）、農林部林政課及び森林整備室、県央振興局農林部、島原振興局農林水産部、県北振興局農林部、五島振興局農林水産部、壱岐振興局農林水産部、対馬振興局農林水産部、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センター、保健所、こども医療福祉センター、農業大学校、病虫害防除所、肉用牛改良センター

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第3条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係） ア 行政職給料表級別職務表					別表第1（第3条関係） ア 行政職給料表級別職務表				
職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分	職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略					略				
4級	2	略	地方機関	知事	4級	2	略	地方機関	知事
		開成学園の副園長、開成学園の事務長、高等技術専門校の専門指導員、農業大学校の助教授					開成学園の副園長、開成学園の事務長、高等技術専門校の専門指導員、農業大学校の助教授、病虫害防除所の次長		
		略					略		
略					略				
5級	2	略	地方機関	知事	5級	2	略	地方機関	知事
		開成学園の副園長、開成学園の事務長、高等技術専門校の専門指導員、農業大学校の助教授					開成学園の副園長、開成学園の事務長、高等技術専門校の専門指導員、農業大学校の助教授、病虫害防除所の次長		

略	略
略	略
備考 略	備考 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
組織	職員		組織	職員	
略	略		略	略	
知事部局	本庁	統轄監 部長 危機管理監 福祉保健部こども政策局長 理事 政策監 技監 次長 参事監 課長 室長 県民センター長 総務事務センター長 補佐監 企画監 医療監 危機管理課参事（国民保護等担当） <u>政策調整課参事（政策調整担当）</u> 総務文書課法制・公益法人班参事 世界遺産課参事 スポーツ振興課参事 交通・地域安全課参事 水環境対策課参事 自然環境課参事 福祉保健課保健看護監 福祉保健課企画予算班参事 医療政策課参事（長崎県病院企業団派遣） 医療人材対策室参事 農山村振興課参事 農村整備課参事 総括課長補佐 危機管理課防災対策・施設班課長補佐（大村駐在） <u>政策調整課課長補佐（総務・予算担当）</u> <u>政策調整課課長補佐（政策調整担当）</u> <u>政策企画課課長補佐（未来戦略企画担当）</u> <u>政策企画課課長補佐（連携推進担当）</u> 総務文書課総務・予算班課長補佐 秘書課課長補佐 広報課報道企画班課長補佐 人事課課長補佐 新行政推進室課長補佐 財政課課長補佐 管財課管理班課長補佐 地域づくり推進課総務企画班課長補佐 文化振興課総務企画班課長補佐 県民生活環境課総務・予算班課長補佐 福祉保健課総務調整班課長補佐 障害福祉課管理班課長補佐 農政課総務・予算班課長補佐 監理課総務・予算班課長補佐 部主管課総務係長 危機管理課基地対策・企画班係長 秘書課係長 人事課係長 新行政推進室係長 財政課係長 こども未来課総務・予算班係長 産業政策課総務・予算班係長 漁政課総務・予算班係長 人事課主任主事（人事又は給与担当） 新行政推進室主任主事（人事担当） 人事課主事（人事又は給与担当） 新行政推進室主事（人事担当） 船長	知事部局	本庁	統轄監 部長 危機管理監 福祉保健部こども政策局長 理事 政策監 技監 次長 参事監 課長 室長 県民センター長 総務事務センター長 補佐監 企画監 危機管理課参事（国民保護等担当） 総務文書課法制・公益法人班参事 政策調整課政策調整班参事 世界遺産課参事 交通・地域安全課参事 水環境対策課参事 自然環境課参事 福祉保健課保健看護監 福祉保健課企画予算班参事 医療政策課参事（長崎県病院企業団派遣） 医療政策課医療監 医療人材対策室参事 農村整備課参事 総括課長補佐 危機管理課防災課課長補佐（大村駐在） 総務文書課総務・予算班課長補佐 秘書課課長補佐 広報課報道企画班課長補佐 人事課課長補佐 新行政推進室課長補佐 財政課課長補佐 管財課管理班課長補佐 政策調整課総務・予算班課長補佐 政策調整課政策調整班課長補佐 政策企画課未来戦略企画班課長補佐 政策企画課連携推進班課長補佐 政策企画課総合計画班課長補佐 地域づくり推進課総務・予算班課長補佐 文化振興課総務企画班課長補佐 世界遺産課課長補佐（総務担当） 県民生活環境課総務・予算班課長補佐 福祉保健課総務調整班課長補佐 障害福祉課管理班課長補佐 農政課総務・予算班課長補佐 監理課総務・予算班課長補佐 部主管課総務係長 危機管理課基地対策・企画班係長 秘書課秘書係長 人事課係長 新行政推進室係長 財政課係長 こども未来課総務・予算班係長 産業政策課総務・予算班係長 漁政課総務・予算班係長 人事課主任主事（人事又は給与担当） 新行政推進室主任主事（人事担当） 人事課主事（人事又は給与担当） 新行政推進室主事（人事担当） 船長
略	略		略	略	
農林技術開発センター	所長 副所長 管理部門長 総務課長 中山間営農研究室長 果樹・茶研究部門研究調整室長 茶業研究室長 畜産研究部門研究調整室長 病害虫発生予察室長	農林技術開発センター	所長 副所長 管理部門長 総務課長 馬鈴薯研究室長 果樹・茶研究部門研究調整室長 茶業研究室長 畜産研究部門研究調整室長	農林技術開発センター	
略	略		略	略	
高等技術専門校	校長 副校長 総務課長	高等技術専門校	校長 副校長 次長 総務課長	高等技術専門校	

	略	略		略	略
	(削除)	(削除)		病虫害防除所	所長
略		略	略		略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和元年長崎県条例第26号附則第8項から第10項までの規定による住居手当の支給に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第6号

令和元年長崎県条例第26号附則第8項から第10項までの規定による住居手当の支給に関する規則を廃止する規則

令和元年長崎県条例第26号附則第8項から第10項までの規定による住居手当の支給に関する規則（令和2年長崎県人事委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年3月31日から施行する。

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第7号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年長崎県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第5条関係）職種別基準表 ア 行政職給料表職種別基準表						別表第1（第5条関係）職種別基準表 ア 行政職給料表職種別基準表					
職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限		職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給			職務の級	号給		
略						略					
住宅支援員	略					住宅支援員	略				
文化観光連携コーディネーター	高校卒	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	93						
消費生活相談員	略					消費生活相談員	略				
略						略					
イ～ウ 略						イ～ウ 略					

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第8号

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年長崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第17条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>妊娠中の女子会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)の割合で、1日の範囲内の期間</u></p> <p>(12) <u>妊娠中の女子会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 勤務時間の始め又は終わりの休暇の合計が1日1時間の範囲内の期間</u></p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員(第4号及び第5号に掲げる休暇にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であって、6月以上継続勤務している会計年度任用職員に限る。)に対して、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>3 略</p> <p>(休暇の算定)</p> <p>第18条 休暇の単位は、前条第2項第3号の休暇については30分間、同条第1項第1号から第6号、<u>第11号</u>、第2項第4号、第5号、第12号及び第14号の休暇については1日又は1時間、同条第1項第7号、<u>第12号</u>の休暇については1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、前条第2項第4号及び第5号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第17条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(9) <u>妊娠中の女子会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)の割合で、1日の範囲内の期間</u></p> <p>(10) <u>妊娠中の女子会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 勤務時間の始め又は終わりの休暇の合計が1日1時間の範囲内の期間</u></p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>3 略</p> <p>(休暇の算定)</p> <p>第18条 休暇の単位は、前条第2項第3号の休暇については30分間、同条第1項第1号から第6号、第2項第4号、第5号、<u>第9号</u>、第12号及び第14号の休暇については1日又は1時間、同条第1項第7号の休暇については1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、前条第2項第4号及び第5号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二二四

印刷所  
印刷人  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永泰明  
岩永印刷所